

**向日市阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業の事業計画変更（第１回）
に対する意見書の提出方法**

1 意見書を提出することができる人

意見書を提出することができる人は、土地区画整理法第３９条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により、当該土地区画整理事業に係りのある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に係りのある水面について権利を有する者（利害関係者）となります。

（権利の例）所有権・借地権・使用又は収益する権利等

2 意見書の提出期間

令和８年８月２１日（金）～令和８年９月１８日（金）

（持参の場合は午後５時必着（土曜日及び日曜日を除く）、
郵送の場合は当日消印有効）

3 意見書の提出先

〒６１７－８６６５

向日市寺戸町中野２０

向日市都市整備部都市計画課（TEL 075-874-2857 内線 293）

（郵送又は持参）

4 意見書の様式

別紙の様式

(別紙)

向日市阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業の事業計画変更(第1回)に対する意見書

令和8年 月 日

向日市長 宛

住 所

氏 名 印

電話番号 () —

1 事業計画との利害関係

(1) 利害関係のある土地等

①種類 (該当するものに○をご記入ください)

土地 () 土地に定着する物件 () 水面 ()

②所在地

(2) 権利の種類 例) 所有権・借地権・使用又は収益する権利等

(3) (1) の土地等が事業計画によって受ける影響

2 意見の内容 ※書き切れない場合は裏面に記入してください。